

# 市内業者及び準市内業者とする営業所の要件にかかる誓約書

令和 年 月 日

羽 曳 野 市 長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

今般、建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出にあたり、市内・準市内業者の登録を希望します。

つきましては、羽曳野市内及び準市内業者の取扱要領に規定する市内・準市内とする営業所の要件（下記記載）をすべて満たしていること及び羽曳野市が実施する聞取り及び写真撮影等の営業所実態調査については、全面的に協力するとともに一切の異議を申立てないことを誓約致します。

また、市内・準市内業者とする営業所の要件についての不備が判明し、不備な要件の改善及び報告書の提出が、羽曳野市の指導する改善期間を過ぎたために、登録を市外業者に変更されること及び建設業法上の許可要件を満たしていない疑義により、許可行政庁へ通報されても一切の異議を申し立てないことを併せて誓約致します。

## 記

### 市内・準市内業者とする営業所の要件

市内・準市内業者として登録を希望する者が有する営業所には、次の要件がすべて満たされていなければならない。

#### ① 営業所の形態

- イ 自社又は賃貸借による建物であること。
- ロ 会社役員、社員又は他の者が居住している専用住宅でないこと。
- ハ 兼用住宅の場合は、営業所の機能を有する部分が居住部分と完全に分離しており、居住部分の玄関とは別に営業所専用の入口があること。

#### ② 営業所の設備

- イ 自社の看板（10 c m × 30 c m 以上でプラスチック等の破れない材質）を設置していること。
- ロ 自社専用の電話及びファックスを常設しており、転送をしないこと。  
また、他の者と共同使用をしていないこと。
- ハ 自専用のパソコン及びプリンターを常設していること。  
また、他の者と共同使用をしていないこと。
- ニ 許可標識の掲示及び事務机等の什器備品を備えていること。

#### ③ 営業所の体制

- イ 建設業法で規定されている営業所専任の技術者が配置されていること。
- ロ 1人以上の社員が必ず常駐しており、連絡が常時とれる体制であること。
- ハ 営業にかかる帳簿類等を備え付けて、保存管理していること。
- ニ 出勤簿等で、社員の通勤状態が常に記録されていること。